

平成 20 年 5 月 12 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代表者名 執行役社長 船 井 哲 良
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 IR・広報部 高 中 直 幸
(TEL. 072-870-4395)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 19 日開催予定の第 56 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会長職の定めを削除するものであります。
- (2) 取締役会議長の選任方法を定めるものであります。
- (3) 執行役会長職を設けるものであります。
- (4) その他上記変更事項についての所要の変更及び条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 19 日

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会長)</u></p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議によって、取締役会長 1 名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (新 設)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条 } ∩ } (条文省略) 第 30 条 }</p> <p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第 31 条 取締役会の決議によって、代表執行役 1 名以上を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、執行役社長 1 名、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議によって、取締役会議長を定める。</u></p> <p>2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長が招集する。</u></p> <p>3 <u>取締役会議長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 22 条 } ∩ } (現行どおり) 第 29 条 }</p> <p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第 30 条 取締役会の決議によって、代表執行役 1 名以上を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>執行役会長、執行役社長各 1 名</u>、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を定めることができる。</p>